

2019年全国消費実態調査の概要

- 1 . 次回調査の主な見直し内容
- 2 . 次回調査の概要案
- 3 . 基幹統計の設計概要
- 4 . 主な検討事項
- 5 . 基幹統計及び調査の名称の変更

1. 次回調査の主な見直し内容

次回調査においては、統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化の観点から調査の方法・内容を見直す。

総世帯・単身世帯の統計精度の向上

- ◆ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図る。
- ◆ また、別集計としていた単身世帯のモニター調査の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用する。

所得・家計資産に関する統計精度の向上（ロング・ショートフォーム方式の導入）

- ◆ 配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る。

報告者負担の軽減（非標本誤差の是正・抑制）、調査事務の減量・効率化

- ◆ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制を図る。
- ◆ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差の縮小を図る。
- ◆ 無記名回答、調査項目の改廃のほか、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略にする。
- ◆ 調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を次回調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る。

2. 次回調査の概要案

調査期間：2019年10月・11月

市町村調査

調査の流れ：総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員 - 調査世帯

基本調査（ロングフォーム）

- ◆ 調査規模：約40,000世帯（二人以上の世帯：約33,300世帯、単身世帯 約6,700世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

簡易調査（ショートフォーム）

- ◆ 調査規模：約44,000世帯（二人以上の世帯：約36,400世帯、単身世帯 約7,300世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票

都道府県調査

調査の流れ：総務大臣 - 都道府県知事 - 指導員 - 調査員 - 調査世帯

家計調査世帯特別調査

家計調査の調査世帯を対象

- ◆ 調査規模：約6,000世帯（二人以上の世帯：約5,400世帯、単身世帯 約500世帯）
- ◆ 調査票：家計調査世帯用特別調査票

個人収支状況調査

家計調査の調査終了世帯を対象

- ◆ 調査規模：約900世帯（二人以上の世帯）
- ◆ 調査票：個人収支簿

民間委託調査

調査の流れ：総務大臣 - 民間事業者 - 調査世帯

単身世帯モニター調査

- ◆ 調査規模：約2,000世帯（単身世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

3 . 基幹統計の設計概要

市町村調査 (市:793 町村:215)

都道府県調査

簡易調査
(ショートフォーム)

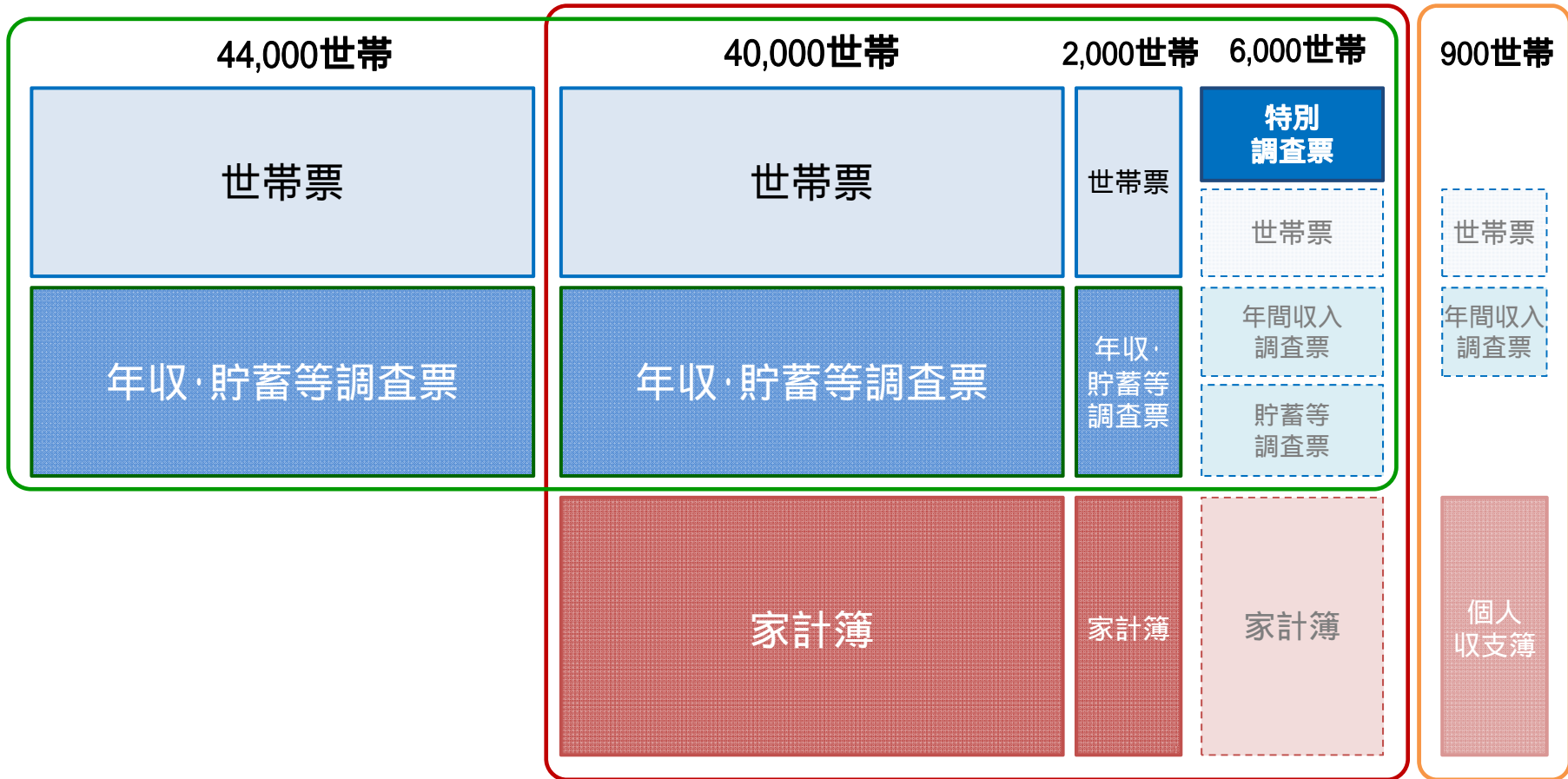
基本調査
(ロングフォーム)

単身世帯
ミタ-調査

家計調査世帯
特別調査

個人収支
状況調査

所得資産集計体系



家計総合集計体系

個人収支集計体系³

4 . 主な検討事項

集計事項の詳細（作成する結果表、収支項目分類）

- ◆ 作成する結果表：調査計画別添5の集計事項一覧（別紙1）の範囲で、基幹統計として作成する統計表について検討する（資料3-2）。
- ◆ 収支項目分類：品目分類を基本とする。家計調査の収支項目分類（2020年1月改定予定）を基に、平成31年全国消費実態調査分科会での議論を踏まえ、一部表章分類の簡素化や追加を行う（資料3-3）。

統計委員会答申における指摘事項

- ◆ 諮問第117号の答申 全国消費実態調査及び家計調査の変更について【抜粋】

全国消費実態調査・家計調査の変更

2 全国消費実態調査の変更

(2) 承認の適否及び理由等

ウ また、次回全消調査の実施に当たっては、以下の点について、検討、留意することが必要であることを指摘する。

< 略 >

< 略 >

今回の集計に当たっては、全消調査の結果に家計調査の結果のデータ移送や全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用を行った上で、その集計結果を全消調査の本系列として公表する計画であるが、具体的な集計手法については、今後、大学等との共同研究で検討するとしていることから、その結果を統計委員会に報告するとともに、調査実施者のウェブサイト等で広く情報提供すること。

世帯主の職業別の結果表章に当たっては、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、日本標準職業分類に基づく格付けを行い、特別集計として公表する方向で検討すること。

< 略 >

5 . 基幹統計及び調査の名称の変更

- ◆ 諮問第117号の答申 全国消費実態調査及び家計調査の変更について【抜粋】
今後の課題

1 家計に関する統計の体系的整備に向けた段階的な検討

全消調査の変更計画は、従来の家計の消費に加え、所得、資産及び負債の水準・構造等に重点を置き、家計に関するより総合的な統計作成を目指し、調査方法から集計事項に至る調査計画の全般を見直す積極的な内容となっている。また、今回の変更計画では、全消調査の調査事項と家計調査の調査事項との整合性を確保することにより、家計調査の結果のデータ移送や全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用を通じ、全消調査の結果表章の充実を図ることを計画している。

このため、総務省（統計局及び政策統括官(統計基準担当)）は、家計に関する調査の体系的整備に向け、以下のとおり、段階的に取り組む必要がある。

基幹統計及び調査の名称について、その変更の内容をよりの確に表すものに変更した上で、次回全消調査を実施する方向で検討すること。

家計に関する統計については、各種統計調査の整合性がより高まることから、次回全消調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）の次回改定に反映する方向で検討すること。